○羽島市子どものいじめの防止に関する条例

平成２６年３月２６日

条例第５号

改正　平成２８年１２月２２日条例第４９号

（前文）

全ての子どもは、それぞれがかけがえのない存在であり、市の宝です。子どもが健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

昨今、大きな社会問題となっているいじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。このようないじめを未然に防ぎ、次世代を担う子どもたちの豊かな人間関係と健全な成長を願って不断に働きかけることは、全ての市民の責務です。

多感な子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識にたち、学校だけでなく、家庭や地域、社会全体で、子どもたちを支え、励まし、導かなければなりません。

平成２５年８月、羽島市内の小中学校の代表者が集まるはしま児童会・生徒会サミットにおいて、子どもたちは、「いじめゼロをめざして」の取組を決議し、いじめのない学校づくりに主体的に取り組んでいます。

市では、この子どもたちの想いを市民と共有し、ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの防止のための対策を具体化するとともに、いじめを深刻化させない施策を市ぐるみで推進するために、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念及び市、学校、保護者、市民等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりの推進を目的とします。

（用語の定義）

第２条　この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の意義によります。

（１）　いじめ　子どもが、一定の人間関係のある者から受けた心理的又は物理的な行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じているものをいいます。

（２）　子ども　小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者をいいます。

（３）　市立学校　羽島市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいいます。

（４）　その他の学校　前号に規定する市立学校以外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。

（５）　学校　市立学校及びその他の学校をいいます。

（６）　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいいます。

（７）　市民　市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。

（８）　各種団体　総合型地域スポーツクラブ、市内の子ども会、スポーツ少年団等の地域で子どもたちが活動している団体をいいます。

（９）　事業者　市内において事業活動を行う個人及び団体をいいます。

（１０）　関係機関等　子ども相談センター、警察署、民生委員その他いじめの問題の対応に関係する機関及び団体等をいいます。

（基本理念）

第３条　市、学校、保護者、市民、各種団体及び事業者は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止及び解決に取り組まなければなりません。

２　子どもは、自分を大切に思い、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない豊かな人間関係を築くよう努めなければなりません。

（市の責務）

第４条　市は、いじめの防止、早期発見及び解決を図るために必要な施策を講じなければなりません。

（市立学校及び市立学校の教職員の責務）

第５条　市立学校及び市立学校の教職員は、いじめはいかなる場合においても絶対に許されない行為であるという姿勢を明確にし、関係機関等と連携を図りつつ、各市立学校全体でいじめの防止に取り組むとともに、いじめの早期発見に努め、在籍する子どもがいじめに関わっていると思われるときは、その解決に向け、速やかに対策を講じ、継続した見守りに努めなければなりません。

（保護者の責務）

第６条　保護者は、子どもとの対話を大切にするとともに、いじめを正しく理解し、子どもに対し、いじめはいかなる場合においても絶対に許されない行為であることを教えるよう努めなければなりません。

２　保護者は、市及び子どもが在籍する学校が講ずるいじめ対策等に協力するとともに子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめの早期発見に努めなければなりません。

３　保護者は、いじめが発覚したときは、関係する市立学校、各種団体等と協力し、相互に連携して解決するよう努めなければなりません。

（市民、各種団体及び事業者の責務）

第７条　市民、各種団体及び事業者は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければなりません。

２　市民、各種団体及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに解決を図るよう努めるとともに、市、学校又は関係機関等に情報を提供しなければなりません。

（啓発及び教育）

第８条　市は、いじめを正しく理解してもらうため、市民、各種団体及び事業者に対して、いじめに関する必要な啓発及び教育を行います。

２　市立学校は、いじめをなくすために子どもが主体的な行動をとることができるように、各学校の実態に合わせ、創意工夫のある教育活動を推進します。

（支援）

第９条　市は、子ども、保護者及び学校が行ういじめの防止、早期発見、解決に向けた取組及び解決後の見守り等を支援するために必要な施策を講ずるとともに体制を整えます。

２　市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築することができるよう、それを支援するために必要な取組を行います。

（通報、相談等）

第１０条　市は、いじめを早期に発見し対応するために、子どもや保護者及び市民からの通報又は相談に応じる体制を整えます。

２　市立学校は、いじめを早期に発見し対応するために、子どもの状況を把握するとともに、子どもが安心して相談することができる取組を行います。

３　子どもは、いじめを受けたときは、一人で悩まず家族、学校、友だち、各種団体又は関係機関等に相談することができます。

４　子どもは、いじめを発見したとき（いじめ等の疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめの相談を受けたときは、家族、学校、各種団体又は関係機関等に相談することができます。

５　相談を受けた者は、関係者それぞれの状況に配慮しながら、相談を進めなければなりません。

（いじめ防止専門委員会の設置）

第１１条　市は、いじめ対応の支援を行うとともに、専門家による客観的な立場からの支援及び調査等を行うため、羽島市いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（委員会の所掌事務等）

第１２条　委員会は、いじめに関する市長の諮問に応じるほか、市が必要と認めるとき及び重大な事態が起きたときは、委員会を招集し、その解決を図るための支援、調査、審査、審議又は関係者との調整を行います。

２　委員会は、市に対して支援、調査、審査、審議又は関係者との調整の結果を通知し、必要な是正又はその後の支援のあり方について助言します。

３　委員会は、第１項に規定する事項を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

４　委員会は、第１項に規定する場合のほか、関係者からの要請で必要があると認められるときは、委員を派遣し、相談等に応じることができます。

（委員会の組織等）

第１３条　委員会の委員は、５人以内とします。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

（１）　子どもの権利又は子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験と専門的知識を有する者

（２）　子どもの問題行動に精通した者

（３）　学識経験を有する者

（４）　弁護士

３　委員の任期は２年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間を任期とします。

４　委員は再任することができます。

５　市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき及び委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その職を解くものとします。

６　第１項から第３項までの規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、その必要な期間、臨時に委員を委嘱することができます。

７　前各項に定めるもののほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定めます。

（是正要請・支援措置）

第１４条　市は、必要に応じて、委員会の調査、調整等の結果を受け、関係者に対して是正要請又は支援措置を行います。

２　是正要請又は支援措置を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるように努めるとともに、当該是正要請又は支援措置に係る対応状況を市に報告するものとします。

３　市は、是正要請又は支援措置をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告します。

（委員会への協力）

第１５条　市立学校、保護者、市民、各種団体、事業者及び関係機関等は、委員会の活動に協力するものとします。

（その他の学校への協力要請）

第１６条　委員会は、その他の学校の設置者及びその学校に対して、第５条、第７条第２項、第８条第２項、第９条第２項及び前条の市立学校に係る規定について実施するよう協力を求めることができるものとします。

（活動状況等の報告及び公表）

第１７条　委員会は、毎年の活動状況等を市に報告します。

２　市長は、前項の規定による報告の内容を市民に公表します。

３　市長は、必要と認めるときは、是正要請、支援措置及びその対応状況の内容を公表することができます。

（個人情報に対する取扱い）

第１８条　市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務以外に用いてはなりません。

２　委員会の委員は、正当な理由なく、業務上知り得た機密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

３　いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際知り得た個人情報を他人に漏らしてはなりません。

（委任）

第１９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行します。

附　則（平成２８年１２月２２日条例第４９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。